

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成22年1月15日

広島県北部総務事務所長 岡 照 史

## 県一般22第4号

### 1 調達内容

#### (1) 調達件名及び数量

広島県三次庁舎で使用する電気 年間使用予定電力量 842,000kwh

#### (2) 調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 供給期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

#### (4) 供給場所

三次市十日市東四丁目6番1号

広島県三次庁舎

#### (5) 入札方法

総価で入札に付する。

#### (6) 入札書の記載方法等

消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、消費税及び地方消費税込みとその右側に括弧書きすること。

#### (7) その他

上記(1)の使用予定電力量は、平成19年4月から平成21年3月までの請求量に基づくものであり、天候等により変動する。

### 2 入札参加資格

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

#### (2) 平成21年広島県告示第723号（平成22年及び平成23年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「21I電力供給」の資格を認定されている者であること。

#### (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

#### (4) 供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

- (5) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に、その復旧などに迅速に対応することができる者であること。

### 3 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

#### (2) 申請期間

平成22年1月15日（金）から平成22年2月1日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

#### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

#### (4) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局財務部財産管理課（広島県庁舎本館3階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

### 4 入札手続等

#### (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

##### ア 交付場所

〒728-0013 三次市十日市東四丁目6番1号

広島県北部総務事務所総務課（広島県三次庁舎第1庁舎2階）

電話（0824）63-5181（代表）

##### イ 交付期間

平成22年1月15日（金）から平成22年2月1日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

##### ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

#### (2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成 22 年 2 月 1 日 (月) 午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成 22 年 2 月 4 日 (木) までに通知する。

(3) 入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

広島県三次庁舎（第 1 庁舎 2 階）入札室。ただし、郵送等による入札書の提出先は、上記(1)アの場所とする。

イ 提出期限

平成 22 年 2 月 25 日 (木) 午前 9 時 30 分

ただし、郵送等による場合は、平成 22 年 2 月 24 日 (水) 午後 5 時までに必着することとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成 22 年 2 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分

イ 場所

三次市十日市東四丁目 6 番 1 号

広島県三次庁舎第 1 庁舎 2 階入札室

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

## 6 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (3) 入札者に求められる義務

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

### (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条の各号に該当する入札は、無効とする。

### (5) 契約書作成の要否

要

### (6) 手続における交渉の有無

無

### (7) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る平成 22 年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、平成 23 年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

### (8) その他

入札説明書による。

## 7 問い合わせ先

〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6 番 1 号

広島県北部総務事務所総務課（広島県三次庁舎第 1 庁舎 2 階）

電話 (0824) 63-5181 ファクシミリ (0824) 63-3447

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Hiroshima Prefectural Government, Northern Office of General Affairs main building, 842, 000kwh per year
- (2) Delivery period : From 1 April 2010 through 31 March 2013 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)
- (3) Delivery place : 6-1 Tokaichi-Higashi 4 chome Miyoshi City 728-0013 Japan

- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 p.m. 1 February 2010
- (5) Time-limit for tender : 9:30 a.m. 25 February 2010 (by mail 5:00 p.m. 24 February 2010)
- (6) Contact point for the notice : General Affairs Division, Northern Office of General Affairs Hiroshima Prefectural Government  
6-1 Tokaichi-Higashi 4 chome Miyoshi City 728-0013 Japan  
TEL 0824-63-5181